

令和 年 月 日

岐阜市立岩小学校長 様

学校において予防すべき感染症への罹患報告書

このことについて、下記のとおり学校において予防すべき感染症に罹患しましたので、報告します。

記

児童名	年組番
保護者名	
病名	
医療機関名	
医師に診断された日	年 月 日 ()
学校を欠席した期間	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()

※注意事項

- ・受診を証明できるもの（調剤説明書のコピー等、患者名、日付、薬剤名、医療機関名等が記入されたもの）を裏面に添付してください。
- ・登校につきましては、医師の指示に従ってください。

証明書等のコピーの添付(のりづけ)

【出席停止となる感染症の種類と出席停止期間】

第2種学校感染症

1	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日(幼児にあたっては、3日)を経過するまで
2	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
3	麻しん	解熱した後3日を経過するまで
4	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
5	風しん	発しんが消失するまで
6	水痘	すべての発しんが痂皮化するまで
7	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
8	結核	症状により学校医、その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
9	髓膜炎菌性髓膜炎	同上
10	新型コロナウイルス	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで

第3種学校感染症

10	腸管出血性大腸菌感染症	症状により学校医、その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
11 ～ 16	流行性角結膜炎・急性出血性結膜炎・コレラ・細菌性赤痢・腸チフス・パラチフス	は、同上
[下記は条件によって出席停止の措置が必要と考えられるもの]		
17	溶連菌感染症	抗生素治療開始後24時間を経て全身症状がよくなるまで
18	手足口病	発熱、口内疹などの急性症状が消退して、全身状態の安定するまで
19	伝染性紅斑	発疹のみで全身状態が良ければ登校可能
20	その他の感染症	症状が改善し、全身状態が良くなるまで

(注)「他の感染症」とは、ウイルス肝炎・マイコプラズマ感染症・流行性嘔吐下痢症・ヘルパンギーナをいいます。

[通常出席停止の措置は必要ないと考えられる感染症]

アタマジラミ・水いぼ(伝染性軟疣(属)腫)・伝染性膿痂疹